

資料 1 国・都道府県・市町村の役割分担のあり方について

国・都道府県・市町村の役割分担のあり方に関する検討の方向性(案)

地方分権改革の下での 役割分担の基本的なあり方

役割分担の原則

<市町村中心の完結的な業務執行>

- 「基礎自治体(=市町村)優先の原則」をこれまで以上に実現。基礎自治体に対しては積極的に事務や権限を移譲。
(第27次地審調答申(平成15年11月))

<国・都道府県の補完的な役割>

- 国は本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることが基本。
(地方自治法第1条の2第2項)
- 都道府県は、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないものについて、補完的に処理。
(地方自治法第2条第5項)

デジタル技術の活用

<情報システムの個別調達>

- 各団体が自らシステムを調達することを基本に、全国共通のインフラ(住基ネット、LGWAN等)が整備。

社会経済情勢の変化に対応して 進められてきた取組

<簡素で効率的な行政の要請等を背景とした実施主体の最適配分>

- NPMの台頭等を背景に、それまで一体的なものとして捉えてきた事務・権限を、一連の業務プロセスに着目して分割し、その一部を外部化する手法が定着。
 - ・指定管理者制度の普及・定着
 - ・郵便局への委託可能事務の拡大
 - ・地方独立行政法人の対象業務の拡大 等

- 全国的な対応等の要請を背景に、国による標準的な事務処理のあり方や基準の設定が拡大。

・個人情報保護制度の見直し

・自治体情報システムの標準化 等

- 安定的な財政運営等の観点から、事務の実施主体を市町村から都道府県単位に広域化。

・後期高齢者医療広域連合の設置

・国民健康保険の財政運営主体の都道府県化 等

- 住民との近接性が求められず、統一的な事務処理が可能なものについて、地方共同法人等により全国単位で広域化。

・地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

・地方税共同機構 等

- 国や地方共同法人等が提供する共通基盤・共通機能を地方公共団体が共同で利用。

・マイナポータル

・eL-QR

・証明書等のコンビニ交付 等

これまでの取組から表出している 役割分担の見直し手法の傾向

<行政主体を通じたプロセスの最適化>

- 地方公共団体の業務を企画立案から管理執行までの一連のプロセスとして捉え、全体として効率化やサービス向上が図られるよう、各プロセスにおける実施主体を調整する取組が広く見られるようになっている。

国・都道府県・市町村の役割分担のあり方に関する検討の方向性(案)

地方分権改革の下での 役割分担の基本的なあり方

主体間の連携

<法令上の事務・権限をベースとした共同処理制度>

- 地方自治法上の共同処理制度は選択肢の拡大が行われてきたが、既存の制度を中心に活用状況は概ね横ばい。

社会経済情勢の変化に対応して 進められてきた取組

<行政ニーズに応じた連携のあり方の多様化>

- 制度化された仕組み以外に、複数の地方公共団体が一体となって行政サービスを提供する協働的な手法が拡大。
 - ・県・市町村の橋梁の点検における県の包括発注
 - ・県と市町村の連携による公立病院再編 等
- 複数団体や複数分野のインフラを「群」として捉え、維持管理を効率的・効果的に行う取組が推進。
 - ・地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)
- 激甚災害の頻発化や技術職員の減少等を背景に、災害等の一定の場合における国等による代行制度が拡充。
 - ・港湾法の一部改正 等

これまでの取組から表出している 役割分担の見直し手法の傾向

<簡素で弾力的な連携手法>

- 典型的な共同処理制度以外の簡素で弾力的な連携の手法を指向する動きが見られている。

政策遂行プロセス

<地方の意見の反映>

- 地方自治に影響を及ぼす国の施策の立案過程に地方の意見を反映するための仕組みを整備。
 - ・地方六団体への事前情報提供制度
 - ・地方分権の提案募集方式の導入 等

<政策の立案・実施プロセスへの地方の参加>

- 国と地方で構成される協議会において、共通化するシステムの選定や進捗状況の管理を行う推進体制を構築。
 - ・国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針
- 住基ネット利用事務について、分権提案を契機とする地方公共団体との協議を通じて、分野横断的に見直し。
 - ・第15次分権一括法による住民基本台帳法の一部改正

<国・地方が協働した政策立案・実施>

- 政策の立案から実施の各段階で、国と地方が方針や進捗などを調整する仕組みへの期待が高まっている。

国・都道府県・市町村の役割分担のあり方に関する検討の方向性(案)

<検討の方向性(案)>

- 将来にわたって、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくための国・都道府県・市町村の役割分担のあり方については、これまでに進められてきた取組から、
 - ・ 地方公共団体の業務の各プロセスにおいて実施主体を調整する「行政主体を通じたプロセスの最適化」の定着
 - ・ 典型的な共同処理制度以外の「簡素で弾力的な連携手法」の指向
 - ・ 企画政策の立案から実施の各段階で、国と地方が方針や進度などを調整する「国・地方が協働した政策立案・実施」の仕組みへの期待の高まりといった傾向が表出していると言えるが、これらをどう評価するか。
- これらの傾向をより加速させる必要がある場合には、国・都道府県・市町村の役割分担のあり方に関する新たな考え方として定式化する必要があるのではないか。
- 役割分担の新たな考え方を各行政分野に広げていく必要がある場合には、これを各府省にフィードバックし、現場のニーズに合致した形で必要な個別法の見直しを行うなどの動きにつなげていくことが求められるのではないか。

1. **役割分担の原則**
2. デジタル技術の活用
3. 主体間の連携
4. 政策遂行プロセス

地方分権一括法(※)を踏まえた国と地方公共団体の役割分担について

※「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第87号)(平成12年4月施行)

地方分権一括法制定以前

- 地方分権一括法による改正前は、**国と地方公共団体は、国民福祉の増進という共通の目的に向かってそれぞれの機能を分担し、相協力して行政の処理に当たるべきとの考え方**の下で機関委任事務制度が不可欠のものとされ、国により明確なルールに基づかない関与が存在。国と地方公共団体の役割分担についての規定はなかった。

地方分権一括法制定後

- 「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)等において、以下の2点をその基本となる考え方として位置付け。

- ①国と地方公共団体との間で役割分担が適切かつ明確になされるべきこと
- ②地方公共団体の自主性及び自立性が確保され、十分に発揮されるべきこと



地方自治法において、**地方公共団体は地域における行政を自主的かつ総合的に広く担う**ことを明確化したうえで、**適切な国の役割の範疇の概要を例示**。国はこれらに**重点化すべき**という方向性を示し、**それ以外のものはできるだけ地方公共団体の役割**とすることを基本とすることを明記した。

	新(平成11年改正後)	旧(平成11年改正前)
国	【役割の範疇の例示】 ・国際社会における国家としての存立にかかわる事務 ・ 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務 ・全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施	【役割】 ※規定なし
地方公共団体	【存立目的・役割】 ・住民の福祉の増進を図ることを基本として、 地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うもの 【事務】 ・地域における事務 ・その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされているもの	【役割・事務】 ・公共事務 ・法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に属するもの ・その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないもの ※ 地方公共団体の役割については、改正前の地方自治法第2条の地方公共団体の事務を定めた規定に包含されるものと解されていた。

地方分権一括法を踏まえた都道府県と市町村の役割分担について

地方分権一括法制定以前

- 昭和31年の地方自治法改正において、都道府県と市町村の役割を明記し、市町村は基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理する事務以外の事務を処理することとされた。

地方分権一括法制定後

- 平成11年の地方分権一括法において、国と地方公共団体との役割分担の見直しとともに都道府県・市町村の役割の見直しが行われた。

【都道府県の役割】

- ・ 都道府県を単位として統一性を確保する必要性のある「統一的な処理を必要とする事務」は必要最低限であるべきであることから、**当該事務区分が廃止**された。併せて、市町村の「行政事務」に関し、都道府県が都道府県単位で事務処理の統一性を図る観点から、都道府県の条例で必要な規定を設ける「**統制条例**」制度も**廃止**された。

【市町村の役割】

- ・ 市町村は基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理することとされている事務を除き**一般的に普通地方公共団体の事務を処理**することとされており、**市町村優先の原則**が採られている。一般の市町村が処理することが適当でないために都道府県が処理することとされる事務についても、個別の市町村の規模及び能力に応じて、市町村において処理することが可能。

	新(平成11年改正後)	旧(昭和31年改正後)
都道府県事務	<ul style="list-style-type: none">・ 広域にわたるもの・ 市町村に関する連絡調整に関するもの・ その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるもの	<ul style="list-style-type: none">・ 広域にわたるもの・ 統一的な処理を必要とするもの・ 市町村に関する連絡調整に関するもの・ 一般の市町村が処理することが不適當であると認められる程度の規模のもの
市町村事務	<ul style="list-style-type: none">・ 都道府県の事務を除いた事務〔 <u>都道府県が処理する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるもの</u> について、当該市町村の規模及び能力に応じて、処理することが可能	<ul style="list-style-type: none">・ 都道府県の事務を除いた事務〔 <u>事務の規模の観点から都道府県が処理する事務</u>については、その規模及び能力に応じて、処理することは可能



地方分権一括法制定以後、市町村優先の原則のもと、**市町村への権限移譲が積極的に推進**されてきた。

地方分権一括法後における権限移譲の進展

- 平成11年に成立した地方分権一括法(第1次分権改革)及び平成23年から平成26年にかけて成立した第2次分権一括法から第4次分権一括法まで(第2次分権改革)により、国から地方公共団体へ、都道府県から市町村への**権限の移譲が大幅に進められ、基礎自治体の役割が拡大**してきた。

地方分権一括法の成立により移譲された権限(35法律)の例

(1)国から地方

- 例:①重要流域以外の流域内に存する民有林に係る保安林の指定・解除等
②2以上の都道府県の区域内に係る採石業者及び砂利採取業者の登録及びその拒否等

(2)都道府県から市町村

- 例:①市町村立高等学校の通学区域の指定、②犬の登録、鑑札の交付、注射済票の交付
③身体障害児に係る補装具の交付、身体障害児及び知的障害児(知的障害者)に係る日常生活用具の給付

(3)都道府県から指定都市

- 例:①都市計画の決定権限(特に広域的な判断を要する都市計画を除く。)

第2次分権改革において進められた権限移譲(第2次～第4次分権一括法等)

(1)国から地方

(第4次一括法等)

- 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定。以下「第2次見直し」という。)により66事項を措置。

・移譲する事務・権限【48事項】

- 例:①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、
③自家用有償旅客運送の登録・監査等、④直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等

・移譲以外の見直しを行う事務・権限【18事項】

(2)都道府県から市町村

(第2次・第3次一括法等)

- 地方分権改革推進委員会第1次勧告(平成20年5月28日)で示された82事項に地方からの提案等を加えた105事項について検討を行い、72事項の移譲を実施。

・移譲する事務・権限【72事項】

- 例:①低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導、未熟児養育医療の給付等の事務、
②農地等の権利移動の許可等、③三大都市圏の既存市街地等に係る用途地域等の都市計画決定、
④主たる事務所が市の区域内にあって事業範囲が当該市の区域を越えない社会福祉法人の認可や監督等

(3)都道府県から指定都市

(第4次一括法等)

- 第2次見直しにより41事項(現行法で処理できるもの(8事項)を含む。)を措置。

・移譲する事務・権限【29事項】

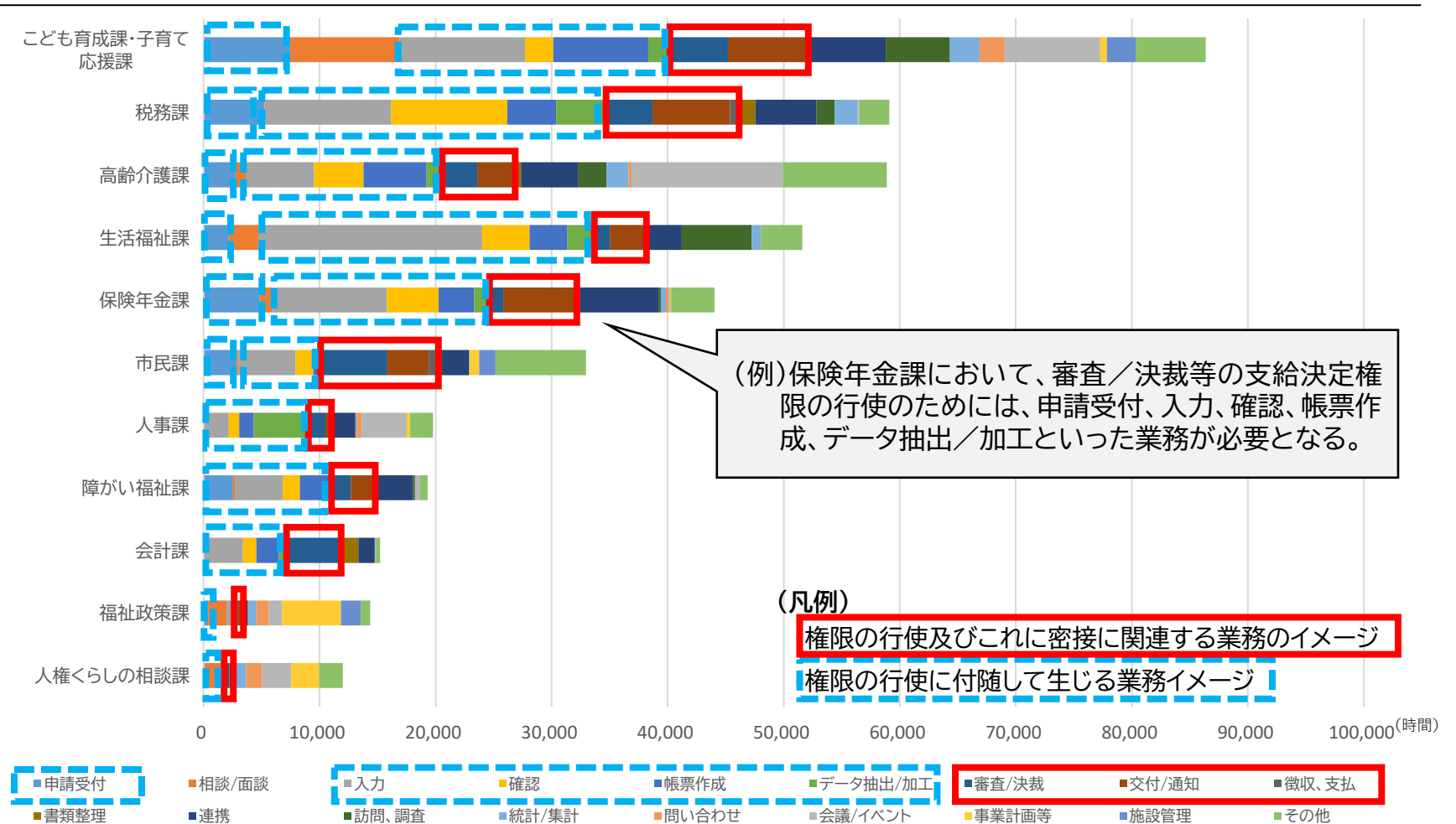
- 例:①県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、
②都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定、
③病院の開設許可

・移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項】

(参考)市町村における業務のイメージ

○ 市町村における実際の業務として、権限の行使及びこれに密接に関連する業務に加え、当該権限に付随して**定型性の高い様々な業務**を遂行する必要がある。

<課別 事務分類ごとの業務量の割合>



(備考)子ども・子育て分野、税務分野、高齢者・介護分野、生活保護分野、国民健康保険分野における、大阪府泉大津市(人口約7万、正職員計284名、嘱託員等計106名、合計390名)の分析結果(2018年度業務改革モデルプロジェクト)の取組をもとに作成

地方行革の推進の経緯について

- 第1次・第2次分権改革を経て分権型社会システムへの転換が求められる中、国・地方を通じた厳しい財政状況下において、**簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備を積極的に推進**する観点から、**民間委託、BPRの手法やICTを活用した業務見直し**等を通じた地方行革の取組が推進されてきた。

【平成17～21年度】 <集中改革プランの実施>

- 閣議決定や法律により、数値目標を含めて方針を決定
「今後の行革指針(H16.12)」 「行革推進法(H18.6)」等
- 総務省から地方自治体に方針に基づく取組を要請
「新地方行革指針」(H17.3)(集中改革プランの作成・公表の要請)
「地方行革新指針」(H18.8) (更なる定員の純減、公会計整備等)

新地方行革指針による地方行革の推進

- 以下の内容を記載した集中改革プランの作成・公表を要請
- ・事務・事業の再編・整理
 - ・民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む)
 - ・定員管理の適正化
 - ・手当の総点検をはじめとする給与の適正化
 - ・第三セクターの見直し
 - ・経費節減等の財政効果 等

【平成22年度～】 <自主的・主体的な行革の推進>

- 各地方自治体において自主的・主体的な行政改革を推進
〔行政改革にかかる計画・方針を策定している地方公共団体の状況
都道府県47団体(100%)、政令指定都市19団体(95%)、市区町村1,432団体(83%)が策定(平成26年10月1日時点)〕

【平成27年度～】 <地方行政サービス改革の推進>

- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(H27.6閣議決定)等を踏まえ、総務省から地方自治体に助言通知に基づく取組を要請
「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」(H27.8)
(民間委託等の推進・指定管理者制度等の活用、BPRの手法やICTを活用した業務の見直し 等)
- 業務改革を推進するため、民間委託等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施

【令和2年～】 <デジタル技術を活用したBPRの推進>

- 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(R2.12)
・フロントヤード改革(R5.11～) ・情報システムの標準化・共通化 ・マイナンバーカードの普及促進 ・行政手続のオンライン化 等

業務執行の一部を外部化する取組の例①

- 地方公共団体において経営資源が制約される一方、行政需要が増加する中で、質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するために、**民間委託や地方独立行政法人制度の活用等**が進められてきた。
- その中で、**民間法人や郵便局に委託可能な事務の拡大**や、**地方独立行政法人の対象業務への公権力の行使にわたる事務を含む申請等関係事務等の追加等**、外部化できる業務の範囲が広がられてきた。

民間委託

指定法人への委託制度の整備

(平成28年 障害者総合支援法改正)

- 都道府県及び市町村の事務のうち、公権力の行使に当たらない事務について、適切に実施することができると都道府県知事が指定する民間法人(指定事務受託法人)に対し、**業務委託が可能**とされた。

指導監査事務	
①立入検査等の対象者の選定	引き続き都道府県又は市町村で実施
②立入検査	
③報告・物件提示の命令	
④質問や文書提出の依頼	都道府県知事が指定する法人に委託可能

郵便局への委託可能事務の拡大

(令和3年・5年郵便局事務取扱法改正)

- 住民の利便性向上・地方公共団体の組織運営の合理化等の観点から、平成13年の郵便局事務取扱法制定により、市町村は、住民票の写し等の証明書交付の請求受付等、**公権力の行使に当たらない範囲の窓口業務を郵便局に委託可能**に。
- 分権提案等を受け、令和3年にマイナンバーカードの電子証明書発行、転出届等の申請受付等、令和5年にマイナンバーカードの交付申請受付等を**委託可能事務**に追加。

地方独立行政法人制度

- 国における独立行政法人制度の整備等を踏まえて平成15年に地方独立行政法人制度を創設。地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、**民間の主体に委ねては確実な実施を確保できない事務・事業の効率的・効果的な実施**を目的としている。
- 制度創設時は以下の図の①～⑤が対象業務であり、②について、平成19年に公立高等専門学校、平成28年に大学等の技術に関する研究の成果の活用を促進する事業を実施する者に対する出資業務を追加。
- また、⑥について、平成30年には、一部に審査や交付決定等の公権力の行使にわたる事務が含まれ、一連の事務の一括した民間委託等、効果的な委託が困難であった**申請等関係業務**(転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のうち定型なもの)**を対象業務に追加**。

対象業務

- | | |
|-------------------|--------|
| ① 試験研究 | (11法人) |
| ② 公立大学【H19, 28拡大】 | (85法人) |
| ③ 公営企業型 | (68法人) |
| ④ 社会福祉事業 | (1法人) |
| ⑤ 博物館、動物園 | (2法人) |
| ⑥ 申請等関係事務【H30追加】 | (2法人) |

※カッコ内は令和7年4月1日現在の法人数(計169法人)

業務執行の一部を外部化する取組の例②

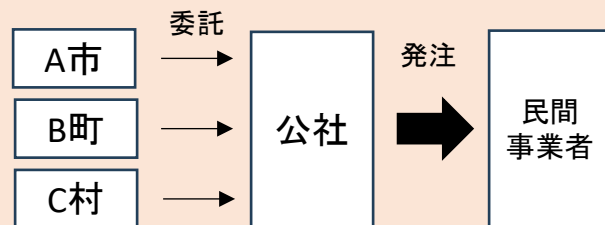
- 制度上の対応以外にも、**地方公共団体が独自に設立した組織が主体**となって、複数の地方公共団体にまたがる事務の**共同発注の受け皿**となることや、デジタルツールの**共同調達・共同開発**など、**専門人材やノウハウをより効率的に活用**する取組が行われている。

市町村の枠を越えた業務の発注 ～下水道分野の取組～

長野県下水道公社の取組

- 県のみならず市町村等への技術支援及び広域的な維持管理の実施を目的として、平成3年2月に設立。
- 県内市町村等の下水道終末処理場(64市町村・組合の101場)のうち、**31市町村・組合の57場(令和6年度時点)の維持管理業務(処理施設の運転管理や修繕、薬品の購入等)などを受託し、一部は民間事業者へ一括発注。**
- 職員数の削減やスケールメリット等により**維持管理経費の削減**を実現。

※一括発注のイメージ



東京におけるDX推進プラットフォーム

GovTech東京の取組

- 都庁や市区町村をはじめ、**大学、企業など多様な主体と連携し、東京全体のDXを効果的に進めるプラットフォーム**として、令和5年に**一般財団法人として設立**。
共同調達や技術的サポート、人材シェアリング等を通じ、DXを推進。



【共同調達・共同開発】

- **デジタルツール等の共同調達で東京都と区市町村の調達コストと事務負担を軽減し、区市町村間で共同利用可能なサービスを創出・提供。**
(令和7年9月時点で52区市町村が参加、約23億円のコストメリット)

【保活ワンストップサービス】

- 東京都とGovTech東京が「保活情報連携基盤」を構築し、保活がオンラインで完結するワンストップサービス*を開始。
(令和7年9月時点で19区市町村、1,070保育施設が参加)
*令和8年度中に国のシステムへ移行予定。

国が標準的な事務処理のあり方を定めている例(個人情報保護制度)

※ 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号)による改正

個人情報保護法改正前

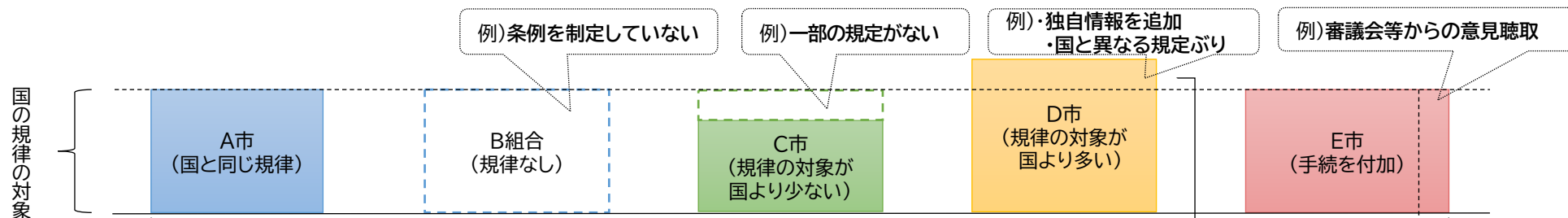
地方公共団体ごとに個人情報保護条例を制定し、各団体において個別に運用

- 団体ごとの条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となり得る、求められる個人情報保護の水準を満たさない団体がある等の指摘(いわゆる「2000個問題」)
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR 十分性認定など国際的な制度調和と、G20大阪首脳宣言におけるDFFTなど我が国の成長戦略への整合の要請

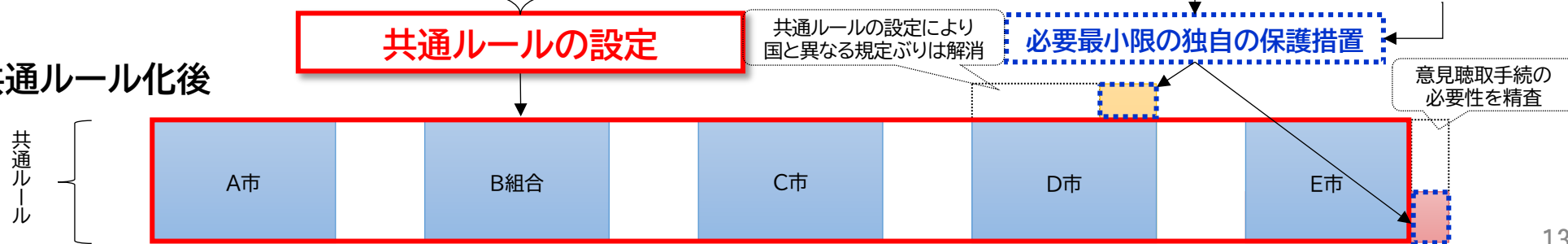
個人情報保護法改正後

- 国と併せ、地方公共団体の機関も個人情報保護法の対象とする
- 個人情報の取扱い(保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限等)等について、国と同じ規律を適用
- 個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- 特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定することができる

○ 法改正前の地方公共団体の状況



○ 共通ルール化後



国が標準的な事務処理のあり方を定めている例(自治体情報システムの標準化)

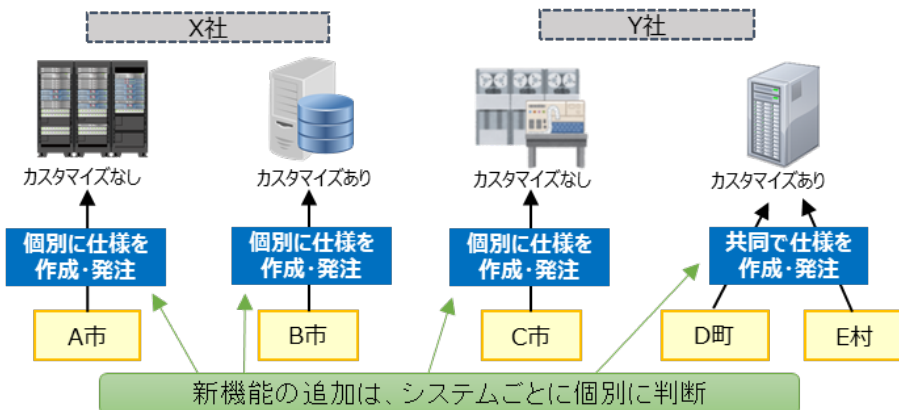
標準化の概要

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※)について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム)の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が令和3年に成立。

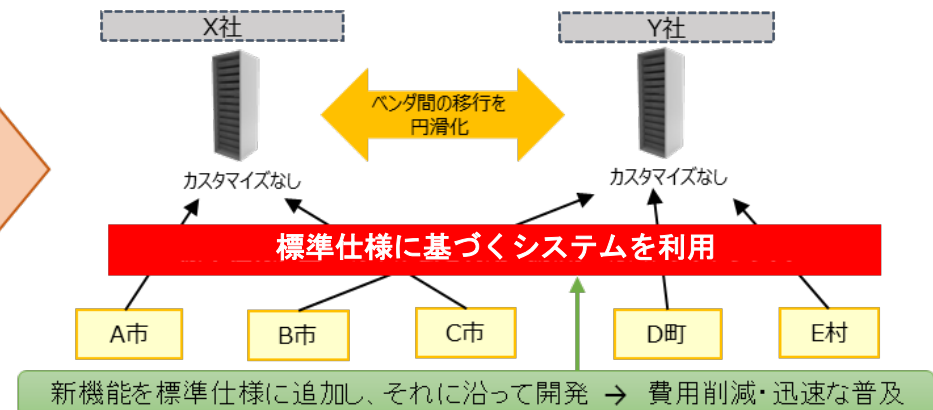
※ 20業務(児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



(参考)国による標準的な基準の策定(現在検討中)の例

妊婦健診における経済的負担の軽減

現状

妊婦健診の公費負担の現状

○妊婦1人当たりの公費負担額 全国平均 **11.0万円**
最低 **8.0万円** ~ 最高 **13.6万円**
とばらつきがある

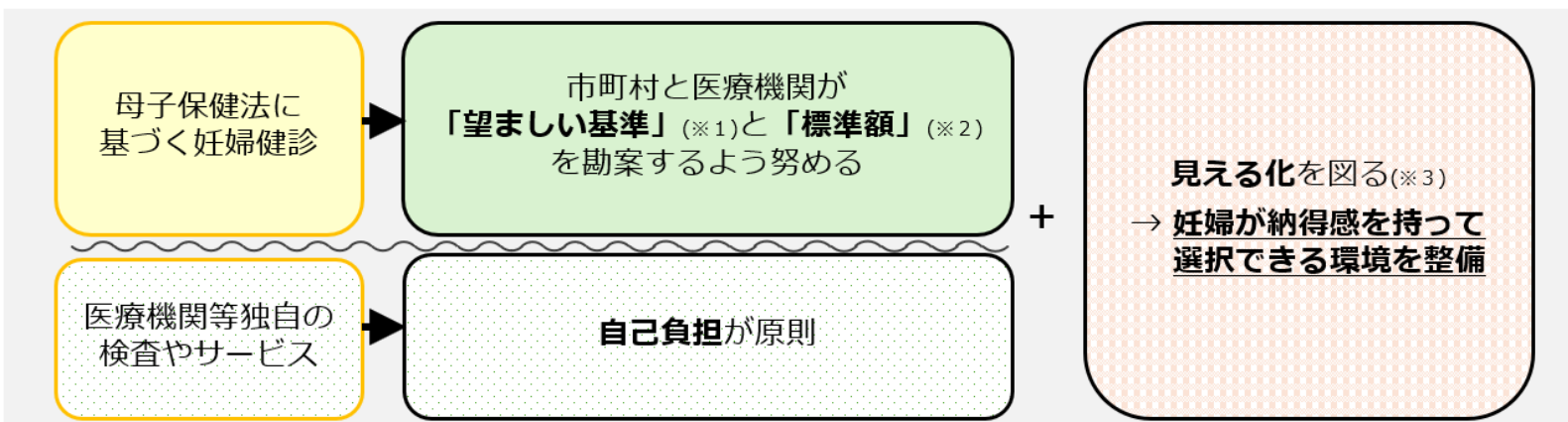
妊婦健診の自己負担の現状

○医療機関における妊婦健診(国が告示する回数・検査項目の範囲内)の自己負担額(平均額)
約3割超で **0円** である一方、約1割は **3万円以上**
とばらつきがある

改正内容

妊娠期から出産・子育てまで一貫した切れ目のない支援体制の構築の観点から、妊婦健診について、「**妊婦の経済的負担を軽減するための環境**」を整備するため、以下の内容を母子保健法に規定する。

- ・ 国は、望ましい基準に関して、診療報酬等を勘案した「標準額」を定めるものとする。
- ・ 市町村及び医療機関は、望ましい基準部分について、国が示す標準額を勘案するよう努めるものとする。
- ・ 国は、妊婦による適切な選択に資するよう、医療機関の協力を得ながら、妊婦健診の内容・費用等の情報を収集し、公表するものとする。



(※1) 「望ましい基準」は、従来より国が告示により定めており、14回程度の健診の実施と医学的検査項目を示している。

(※2) 「標準額」は、今回新たに国が定めることを想定している。 (※3) 厚生労働省サイト「出産なび」等の活用を予定している。

都道府県単位で事務を処理することとしている例

- 後期高齢者医療制度では、財政運営の安定化や責任主体の明確化等の観点から、法改正により、**都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合の設置が義務付け**られた。
- 市町村が資格管理や保険料の決定等の多様な業務を担う国民健康保険制度では、**国民健康保険団体連合会が都道府県単位で設立**され、診療報酬の審査支払業務等を担っている(**国保分野以外の業務も委託**を受け実施)。
- また、安定的な財政運営等の観点から、法改正により財政運営の責任主体が**都道府県**に変更された。

広域連合設置義務化 (後期高齢者医療) - H18 老人保健法(現在の「高齢者の医療の確保に関する法律」)改正 -

- 高齢化の進行に伴い、高齢者の医療費増大が見込まれる中、**安定した財政運営**を行うことが必要な状況。
- 従来の老人保健制度は、独立した保険制度ではなく、被用者保険等の保険者に対して費用を拠出する仕組みとなっていたことから、**老人保健制度の運営主体である市町村と実質的な費用負担者が乖離**しており、制度運営の責任主体が市町村単位になっていることについての見直しの必要性等が指摘されていた。

○ 後期高齢者についての独立した医療制度を創設して負担区分を明確にし、**都道府県の区域ごとに全ての市町村が加入する広域連合が必置化**された。

※ 平成19年3月30日までに、全都道府県において後期高齢者医療広域連合が設立。

⇒ 後期高齢者医療広域連合において保険料の徴収や、医療給付を実施

国民健康保険団体連合会

- 国民健康保険の**保険者(都道府県、市町村及び国民健康保険組合)が共同して**、国民健康保険事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的として**都道府県単位で設立**。

国民健康保険分野の主な業務

- ・ 診療報酬の審査支払業務
- ・ 公費負担医療の審査等
- ・ 保険者事務の共同事業
- ・ 保健事業関係業務 等

- さらに連合会に対して、**国民健康保険分野以外の事務**も委託できるよう、順次、法改正が行われた。

国民健康保険分野以外の業務(例)

【後期高齢者医療】

- ・ 保険者事務共同電算処理
- ・ 第三者行為損害賠償求償事務
- ・ 後発医薬品利用差額通知コールセンター
- ・ 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業
- ・ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務

【介護保険】

- ・ 介護保険者事務共同電算処理
- ・ 第三者行為損害賠償求償事務
- ・ 介護サービス相談・苦情処理事業
- ・ 介護給付適正化対策事業
- ・ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務

【障害者総合支援】

- ・ 障害者総合支援市町村事務共同処理

主体の都道府県化 (国保)

- H27 国民健康保険法改正 -

- 市町村国保は、財政運営が不安定になる**小規模保険者が多数存在**し、一人当たり医療費・所得等において、それぞれの**格差が大きく**、**安定的な財政運営や効率的な事業の実施等**が必要な状況。

- **都道府県が財政運営の責任主体**となり、市町村が納付する「国保事業納付金」の額を決定、保険給付に必要な費用を全額、市町村に支払うこととされた。

- また、都道府県内の統一的な運営方針である「国保運営方針」を示し、**市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進**することとされた。

都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を都道府県に納付 <small>(※上の図中、青い矢印部分)</small>
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理(被保険者証等の発行)
・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 保険料の賦課・徴収
・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い <small>(※上の図中、青い矢印部分)</small>	・ 保険給付の決定、支給

(出典)厚生労働省ホームページ

(備考)各府省HP・「時の法令」をもとに事務局作成

法律において広域化の推進の役割を都道府県が担うこととした例

- 消防や水道事業など、従来市町村単位で行われてきた事務について、人材不足等により市町村単位での事務執行が困難になりつつあることを背景に、広域化によって効率的な事務処理を図るため、**都道府県が広域化の推進を担うことを明確化**した例がある。

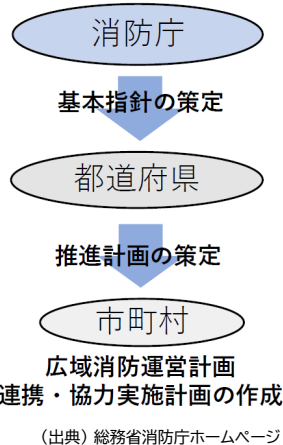
都道府県の役割の明確化（消防） - H18 消防組織法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 災害の多様化、大規模化等の環境変化の中で、**特に小規模な消防本部においては、出動体制や消防車両・専門要員の確保等の限界が指摘**され、消防の広域化が推進されてきたが、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が約6割を占めるなど、広域化が十分に進んでいないことが指摘されていた。
- 広域化が十分に進まなかった要因としては、広域化における都道府県の役割が法律上不明確であるとの指摘があった。

<手法>

- 市町村の消防の広域化を推進するための**都道府県の役割が明確化され、推進計画の策定、必要な調整・援助の実施等を行うこととされた。**



<制度改正後の状況>

- 広域化により消防本部の総数は、**811本部から720本部に減少**した(令和6年4月時点)。

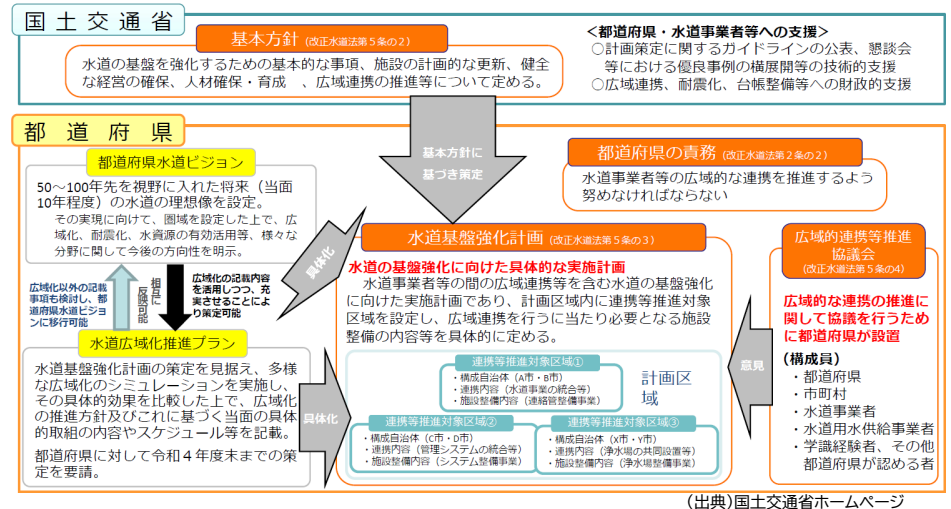
都道府県の役割の明確化（上水道） - H30 水道法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、**多くの事業が小規模(給水人口5万人未満の小規模事業者が7割弱)で経営基盤が脆弱**であり、職員数が大きく減少、水道施設の老朽化が進行し、耐震性も不足しているなどの課題が指摘されていた。

<手法>

- **都道府県を広域連携の推進役とすることが明確化され、水道基盤強化計画の策定、協議会の設置等を行うこととされた。**



<制度改正後の状況>

- 水道基盤強化計画が策定済みの団体は、**3府県**(令和7年12月時点)。

全国単位で事務を処理することとしている例

- 業務システムの管理など、住民との近接性が求められず、かつ、全国で統一的な事務処理が可能なものについて、**地方公共団体が共同して運営する地方共同法人等を設立**して事務を処理している例がある。
- 日本下水道事業団では**全国単位で技術者をプール**することにより、高度な技術力等が求められるものの、ノウハウの蓄積の機会が少ない工事等を**地方公共団体から委託を受けて実施**している。

地方税共同機構(LTA)

法人形態

地方税法に基づき地方公共団体が共同して運営する地方共同法人

沿革

全国地方税務協議会、地方税電子化協議会、OSS都道府県税協議会の三協議会の権利義務を承継し、平成31年に設立

業務内容

地方税の納税義務者等の利便性向上、**地方自治体や金融機関の事務負担の軽減や事務の正確性の向上**に向け、地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)※や自動車税等関係手続システムを管理運営するとともに、研修や広報等を通じ**地方税に関する地方公共団体の事務を支援**。

令和8年9月からは、地方税に加えて**地方税以外の公金**について、**eL-QR(地方税統一QRコード)**を利用した**収納**を開始。

※ eLTAXでは、多様な納付手段(インターネットバンキング・クレジットカード・eL-QRを活用したスマートフォン決済アプリ等)による電子納税や、地方税法令に基づく電子申告・申請等が可能。

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

法人形態

地方公共団体情報システム機構法に基づき国と地方公共団体が共同して運営する法人※

※ 令和3年の法改正により地方共同法人から国と地方公共団体が共同で運営する法人に転換

沿革

地方自治情報センターを母体に、自治体衛星通信機構の一部事務を承継して平成26年に設立

業務内容

マイナンバーカードの発行、公的個人認証サービス・住民基本台帳ネットワークシステム・総合行政ネットワークシステム(LGWAN)の運営など、**全地方公共団体に共通する情報システムに関する事務を実施**。

このほか、証明書のコンビニ交付サービスやマイナンバーカードアプリケーション搭載システムなど、**地方公共団体が共通で利用できるサービスの提供**や、**情報セキュリティ対策支援**を実施。

日本下水道事業団(JS)

法人形態

日本下水道事業団法に基づき地方公共団体が共同して運営する地方共同法人

沿革

下水道事業センターを前身として昭和50年に発足

業務内容

下水道技術者をプールし、終末処理場等の高度の技術・機械力を要する工事を、**地方公共団体から委託を受けて実施**。

平成27年の法改正により、市町村議会の議決に基づき、**日本下水道事業団が特定下水道工事について補助金交付申請を含めた工事一式を代行**できる仕組みが創設された。

特定下水道工事(終末処理場・特定の管渠等の建設工事)

1 実施方針決定	6 積算・発注
2 補助金交付申請・執行管理	7 監督管理、指示、工事変更
3 地方公共団体負担分の起債	8 地元住民との調整
4 測量のための私有地立入等	9 工事発注・施工管理
5 道路占有許可申請等の各種管理者協議等	10 完成検査

※ 赤字表記の事務を、日本下水道事業団が代行可能に。

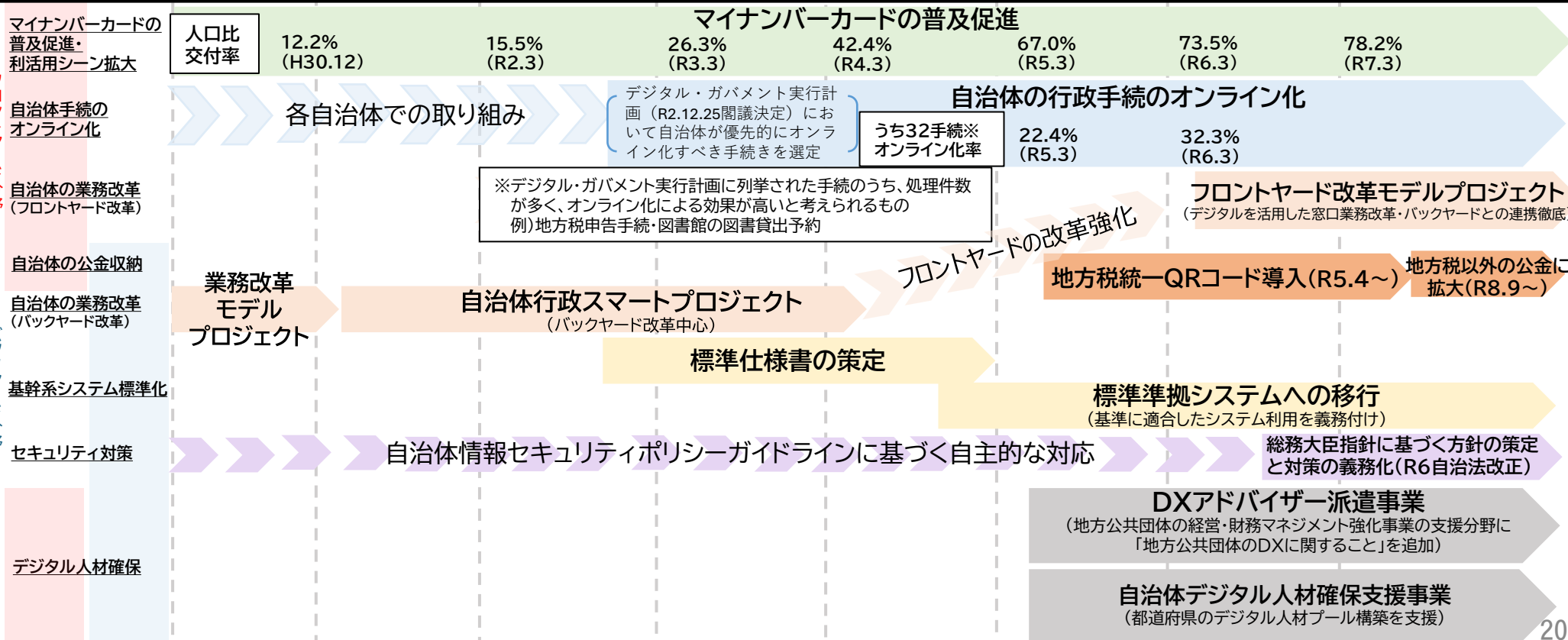
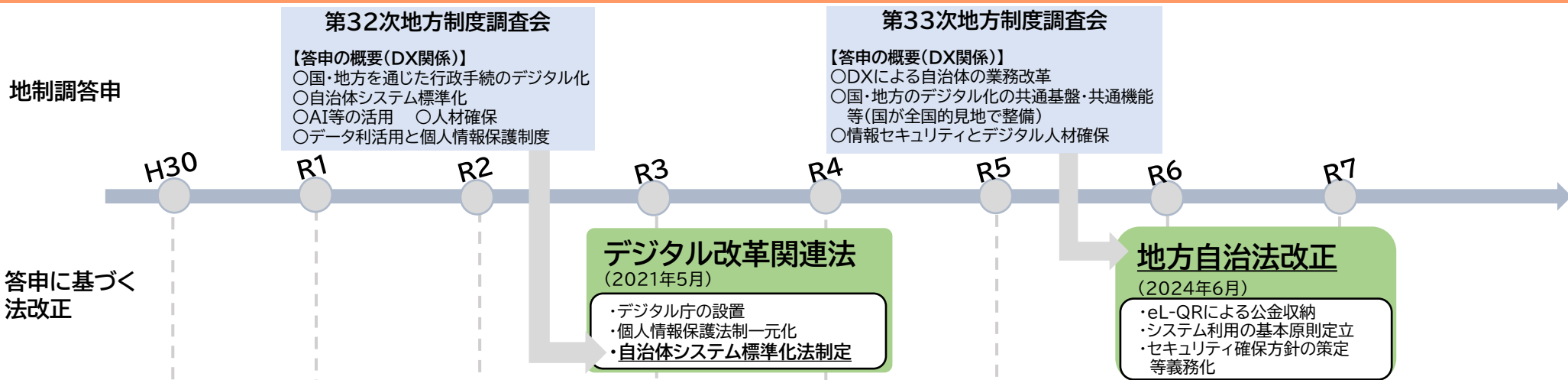
1. 役割分担の原則

2. デジタル技術の活用

3. 主体間の連携

4. 政策遂行プロセス

デジタル分野における地制調答申を踏まえた主な取組

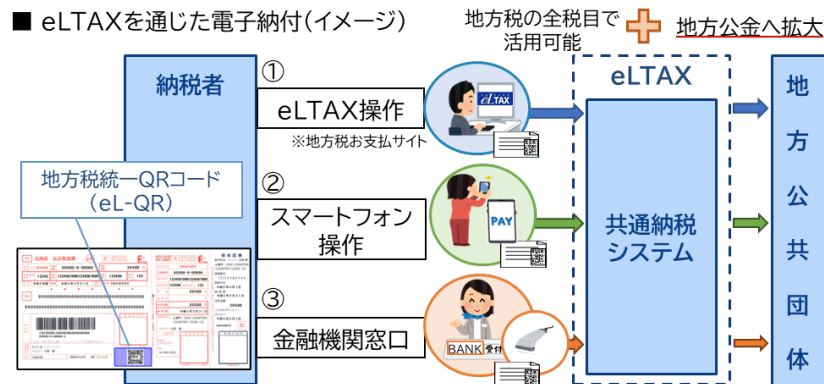


共通基盤・共通機能を地方公共団体等が共同で利用する例①

- **国や地方共同法人等が提供する情報システム**を地方公共団体等が**全国的な規模で共同利用**し、業務の効率化や行政サービスの高度化を図る取組が各行政分野において見られるようになってきている。

eL-QRを用いた税・公金収納

- **地方税共同機構**において、地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)(※)を開発・運用。
 - ※ eLTAXでは、多様な納付手段(地方税統一QRコード(eL-QR)を活用したスマートフォン決済アプリ等)による電子納税や、地方税法令に基づく電子申告・申請等が可能。平成22年度に全地方団体が接続。
- eL-QRを活用したキャッシュレス納付が、**地方税**については令和5年4月から開始。**地方税以外で自治体ごとに指定する種類の公金**についても令和8年9月から開始予定。
- 支払手段の選択肢が広がることによる**住民の利便性向上**のほか、eL-QRの読み取りにより納付情報が自動でデータ化されることから、**自治体や金融機関での納付書の仕分け・管理業務負担軽減**を実現。



証明書等のコンビニ交付

- **マイナンバーカード**を利用して、証明書等をコンビニエンスストア等に設置された**キオスク端末から取得**できるサービス(小規模団体等が証明書発行サーバを独自構築せずクラウド上で共同利用可能なサービスを含む。)を**地方公共団体情報システム機構**が提供。

(取得可能な証明書等)

住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附表の写し、罹災証明書

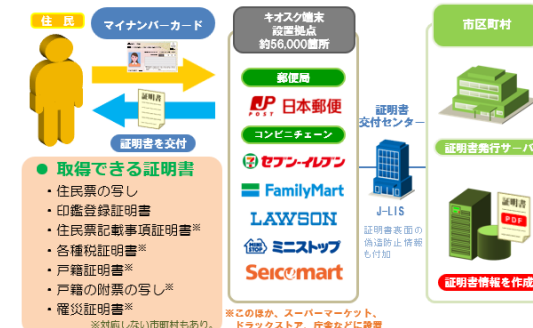
<導入状況(令和8年1月時点)>

- ・導入団体：1,375団体(全団体の79.0%)
- ・対象人口：1億1,929万人(全人口の95.9%)
- ・コンビニ交付を利用した住民票の写し※交付件数(括弧内は窓口も含めた全交付数に対する割合)

年	R元	R2	R3	R4	R5	R6
万件 (%)	222 (3.4)	346 (5.6)	627 (10.3)	943 (15.6)	1456 (26.2)	1479 (27.3)

※住民票記載事項証明書含む

- 自治体の窓口受付時間外でも利用できるため、**住民の利便性が向上**するほか、**人手を介さず証明書等の発行が可能**なため、**自治体の窓口業務負担軽減**や**証明書交付事務コストの低減**といったメリットがある。



共通基盤・共通機能を地方公共団体等が共同で利用する例②

介護情報基盤の整備(厚生労働省)

- 情報を集約し、介護サービス利用者、地方公共団体、事業者、医療機関による閲覧を可能とするもので、全国医療情報プラットフォームを構成するもの。令和8年4月の運用開始を目指して調整が行われている。



(備考) 社会保障審議会介護保険部会(第113回)令和6年7月8日「資料1介護情報基盤について」から抜粋・加工

下水道共通プラットフォームの整備(日本下水道協会)

- 日本下水道協会*が、下水道事業を実施している地方公共団体等が作成した下水道管路施設の施設諸元や維持管理情報などの下水道に関するデータを保管するとともに、その情報の表示・検索等のサービスを地方公共団体に提供するもの。令和5年4月から運用開始。

* 下水道事業を実施、計画中の地方公共団体や、国又は地方公共団体の出資を受け下水道に関する業務を行う法人(公団、公社等)を正会員とする公益社団法人

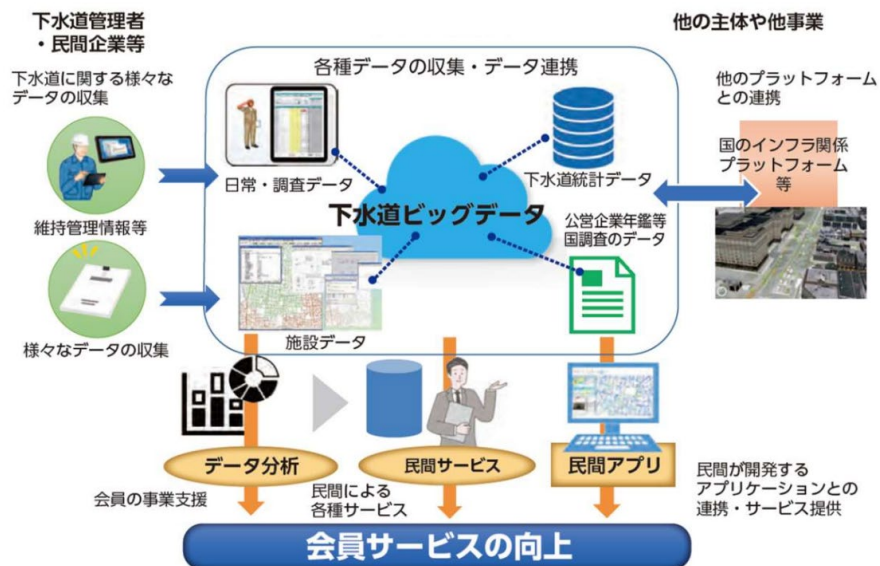
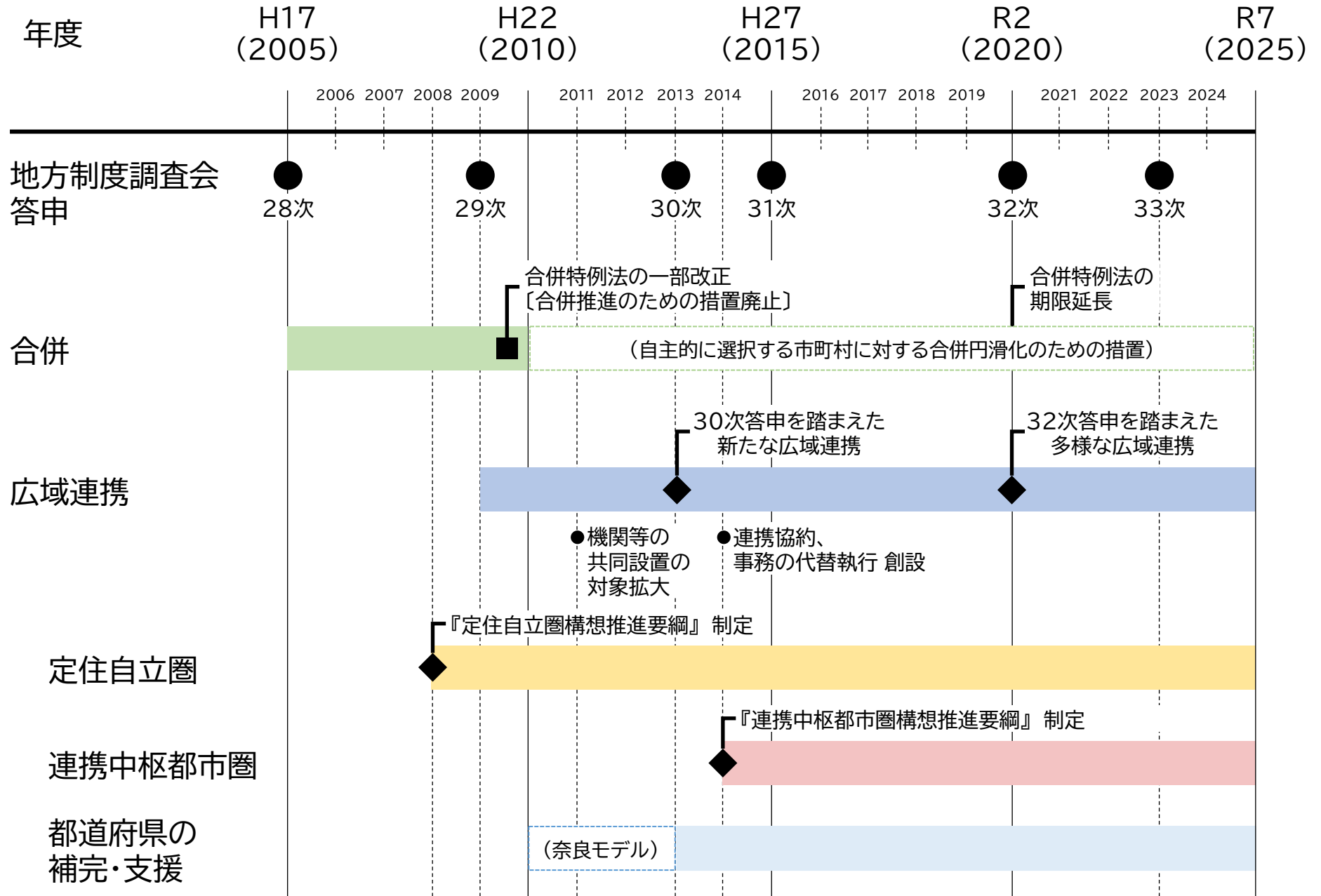


図 各種データの収集・データ連携のイメージ

(備考) 日本下水道協会HPから抜粋・加工

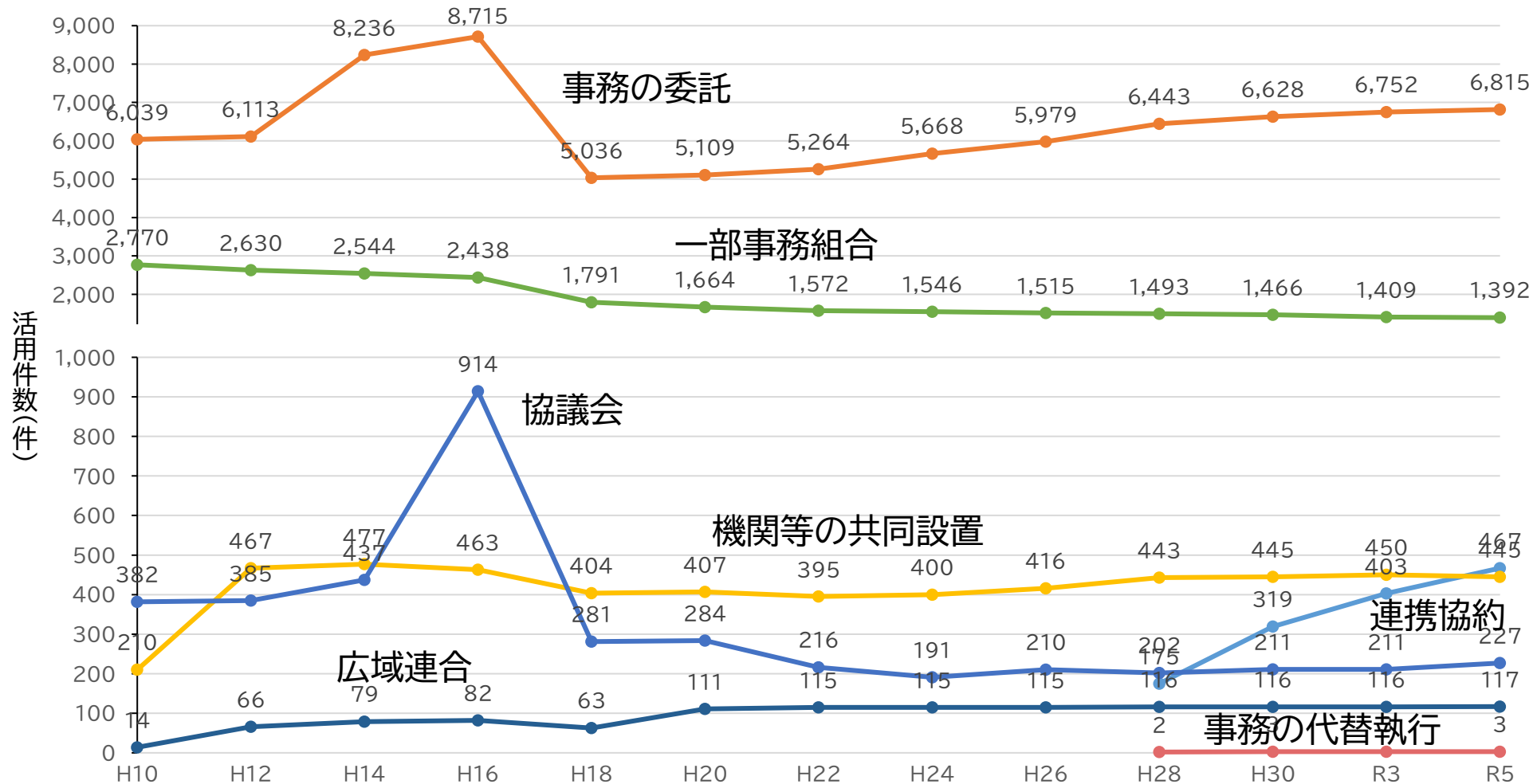
1. 役割分担の原則
2. デジタル技術の活用
- 3. 主体間の連携**
4. 政策遂行プロセス

これまでの広域連携の推進の経緯



事務の共同処理の活用状況

○ 平成の大合併後(特に平成16年から平成18年)の全体的な件数減少以後、**事務の委託、連携協約(H26.11.1施行)**は増加傾向、**これら以外の方式はおおむね横ばい**で推移している。

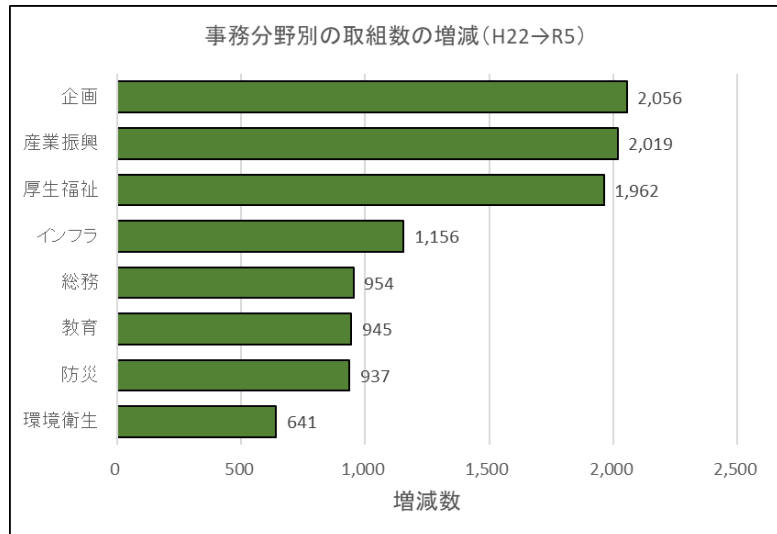
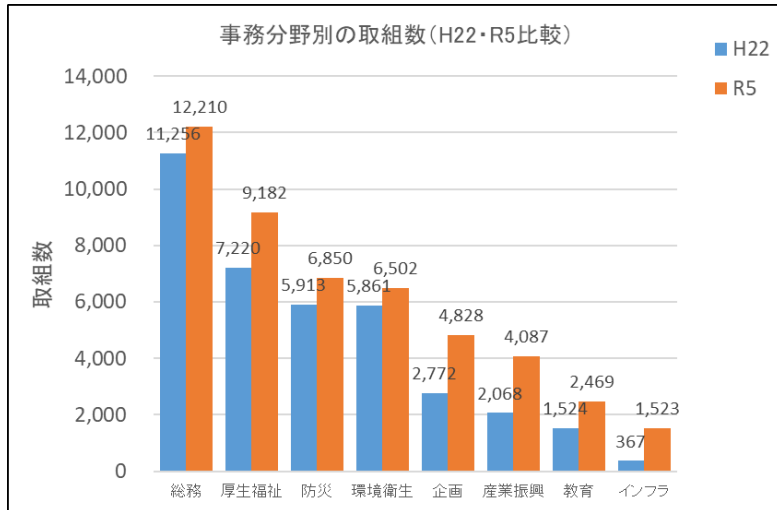


* 現行の地方自治法に定める事務の共同処理の方式を対象

(注)各年は7月1日現在の状況を表す

共同処理する事務の状況

○ 平成の合併推進運動が一区切りとされて以降、共同処理件数が増加した事務は、**行政不服審査法上の附属機関等、新たな制度が導入されたもの**や、連携中枢都市圏における取組みの進展等により、**産業振興、地域振興、子育て・保育、職員研修**等が多く占めている。



【共同処理件数の主な増減(H22とR5の比較)】

<主な増>

- 行政不服審査法上の附属機関<総務> +530
- 公共交通<インフラ> +503
- 地産地消・販路拡大<産業振興> +458
- 観光<産業振興> +451
- 職員研修<総務> +433
- 新産業創出・企業誘致<産業振興> +426
- 子育て・保育<厚生福祉> +412
- 地域振興<企画> +402
- 移住・定住<企画> +402
- 自治体DX <総務> +371
- 消防<防災> +360
- 救急・土日医療<厚生福祉> +300
- 病院<厚生福祉> +265

<主な減>

- 公務災害<総務> ▲125
- 農業共済<第1次産業振興> ▲128
- 地域開発計画<産業振興> ▲359

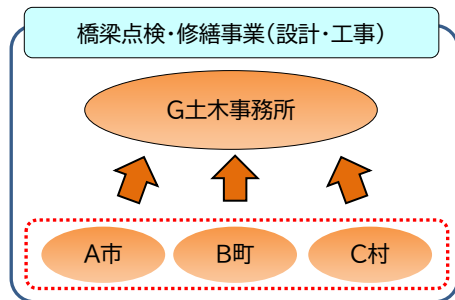
(備考)総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」(各年7月1日現在)をもとに事務局作成
 ※件数は、規約ベースではなく、事務ベース。事業分類については新たなコードで振りなおしている。

都道府県の補完・支援の多様な取組

- **地方自治法の事務の共同処理の仕組み以外にも**、小規模市町村が多い都道府県を中心に、県と市町村がそれぞれ有する総資源を活用し、都道府県と市町村が一体となって行政サービスを提供する取組（「協働的な手法」）が、**様々な分野や手法で進められている。**

「協働的な手法」の例

- ①「**県による包括発注**」
橋梁点検の発注代行
(奈良県「奈良モデル」)



- ②「**県・市町村事業の一体化**」
県と市町村の合同庁舎化 (愛媛県)
愛南町庁舎



- ③「**県と市町村の役割分担の再編**」
過疎地域の公立病院再編
(奈良県「奈良モデル」)



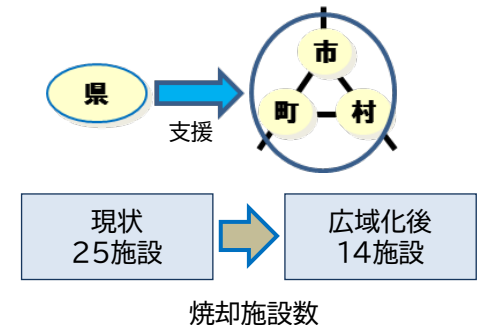
- ④「**現場に入る県職員**」
県職員が役場に常駐
(高知県「地域支援企画員制度」)



- ⑤「**知事と市町村長の定期的な議論の場の開催**」
「奈良県・市町村長サミット」(年5～6回開催)
(奈良県「奈良モデル」)



- ⑥「**市町村間の協議の支援**」
ごみ処理の広域化
(奈良県「奈良モデル」)

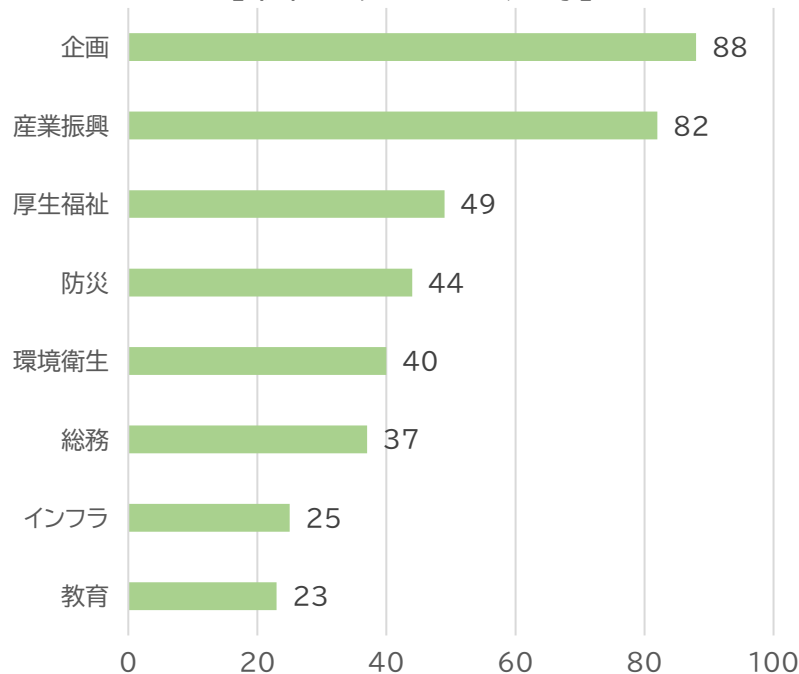


都道府県の補完・支援の取組の分野と手法

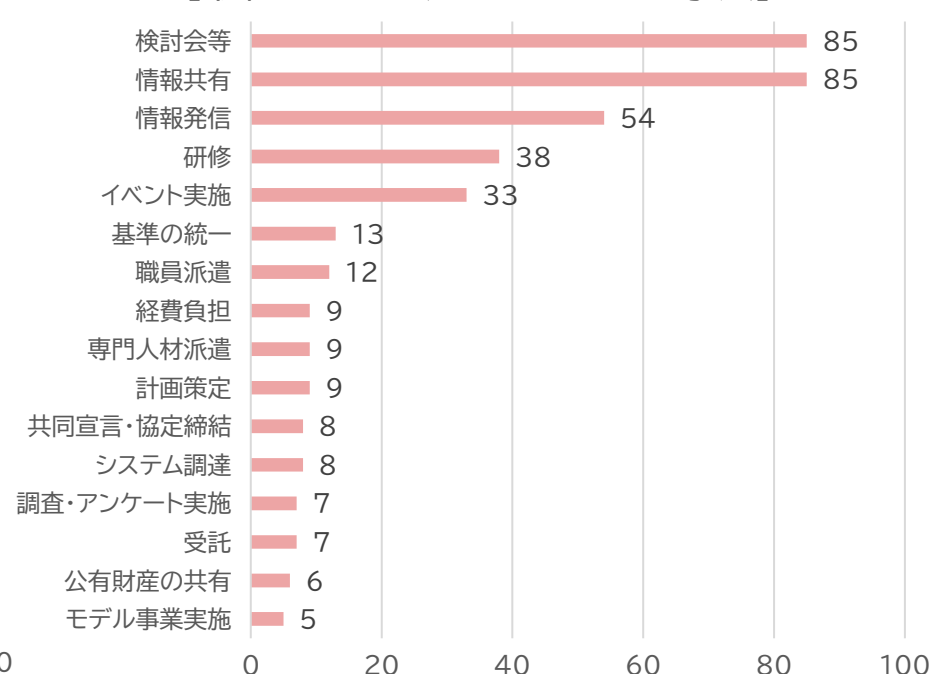
- 都道府県の補完支援の取組を一覧でまとめている都道府県は9団体(令和8年1月調査)。
- そのうち、比較的取組を経年で記録している愛媛県の一覧を分析。
 - ・ 県が、同じ分野の市町の部署と連携して取組を実施しているものが大半を占め、そのうち、**企画関係(地域振興等)**や**産業振興の分野の取組が多い**。
 - ・ 取組において用いられる**手法は、「検討会等」や「情報共有」を筆頭に、多岐にわたる**。

愛媛県の取組の合計 (H24年度～令和7年度(14年間))	A.同じ分野の部署の連携	B.異なる分野の部署の連携
408件	388件	20件

【取組が見られる分野】



【取組において用いられている手法】



地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)の推進

○ インフラ分野では、技術系職員に限られる中でも、的確なインフラメンテナンスを確保するため、**複数自治体のインフラや複数分野のインフラを「群」として捉え**、効率的・効果的にマネジメントしていく「**地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)**」が推進されている。

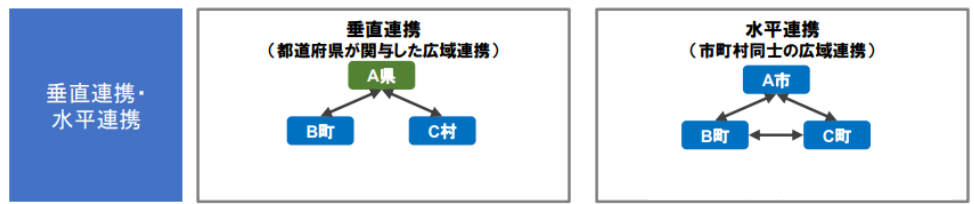
<包括民間委託と「群マネ」>

- ・インフラや施設の修繕・維持管理等の業務をまとめ、ノウハウのある事業者へ委託(包括的民間委託)。
- ・群マネは、複数自治体や複数分野のインフラを「群」として捉え、効率・効果的にマネジメントする考え方。
- ⇒ 従前の包括的民間委託の領域を越えた広域連携や多分野連携の取組が進められている。

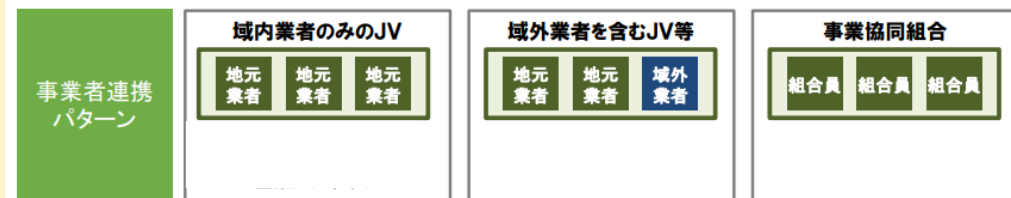
	単一分野のインフラ	多分野のインフラ
単自治体	従前の包括的民間委託の領域	
複数自治体	新たな群マネの領域	

○「群マネ」の種類

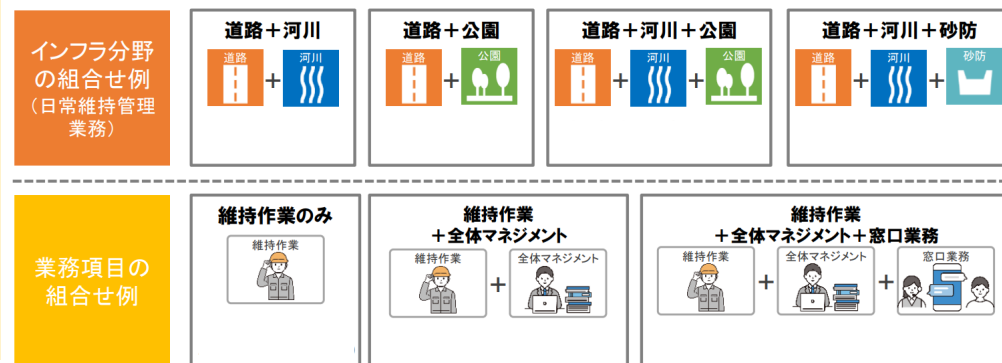
<広域連携の群マネ>



<事業者の束>



<他分野連携の群マネ>



<プロセスの束>



国や都道府県が事務を代行する例

○ 国が一定の場合に直接事務を執行する**代行制度**等について、**制度を活用できる場面や要件は限定的**に設定されているものの、近年、**制度的な拡充**が見られるようになっている。

災害時における国の代行制度

○ 災害が発生した場合、市町村が管理する準用河川や道路については、河川法及び道路法に基づき、国の事務の遂行に支障のない範囲内において、国が災害復旧工事を代行して実施することが可能。

【要件】

- ・ 市町村からの要請があること
- ・ 高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの
- ・ 業務の遂行に支障のない範囲内

○ また、市町村が管理する道路については、道路法に基づき、都道府県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限り、都道府県が災害復旧工事を代行して実施することが可能。

<事例> 国道219号等の災害復旧(国による代行)

令和2年7月の球磨川の氾濫により、熊本県や市町村が管理する道路、橋梁が広範囲にわたり被災し、交通が寸断されたため、被災した地方 公共団体からの要請を踏まえ、国が災害復旧事業に速やかに着手。

八代～人吉間の道路啓開を着手から20日で完了し、約3か月で全線の応急復旧を完了。



(備考)市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン第2稿(令和5年4月国土交通省)より事務局作成

災害時以外における国の代行制度

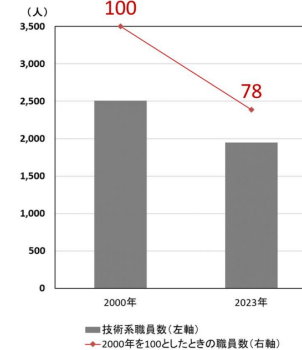
○ 近年、災害時に限らず、地方公共団体の技術職員の減少等を踏まえたインフラ管理の代行制度が創設されている。

港湾法の一部改正(R7)

○ 一部の港湾管理者では、**港湾に精通した技術職員の不足に伴う技術力の低下が深刻**であり、港湾インフラの老朽化・陳腐化が進む中、港湾インフラの更新工事等をサポートするため、**港湾管理者の要請に基づく、高度な技術等を要する港湾工事について国による代行制度を創設**。

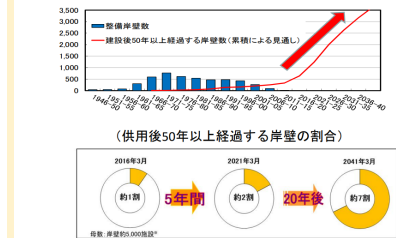
港湾管理者の技術職員が約20年で**2割以上減少**。

(港湾管理者の技術職員数の推移)



高度経済成長期に集中的に整備された港湾施設の老朽化が進行しており、高度な技術力等を要する更新工事に必要に。

(各年度に整備した係留施設数と供用後50年を経過する公共岸壁の推移)



(備考)港湾法の一部を改正する法律(令和7年法律第25号)の概要(令和7年6月30日国土交通省港湾局)より事務局作成

1. 役割分担の原則
2. デジタル技術の活用
3. 主体間の連携
4. **政策遂行プロセス**

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針(概要)

- 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」(※)に基づく取組では、「**システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政**」を目指す姿と位置付け、国と地方3団体の代表者で構成される協議会において、共通化するシステムの対象候補を選定するなど、**国と地方公共団体が連携・協力した形での推進体制**が整備されている。
- ※令和6年6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の一部として策定

1. 基本的な考え方

問題意識

急激な人口減少による担い手不足に対応するため、デジタル技術の活用による公共サービスの供給の効率化と利便性の向上が必要

目指す姿

- ① システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政
- ② 即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応。有事の際に状況把握等の支援を迅速に行うことができる強靱な行政
- ③ 規模の経済やコストの可視化及び調達共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政

【タテの改革】
各府省庁による所管分野の国・地方を通じたBPRとデジタル原則の徹底

【ヨコの改革】
DPIの整備・利活用と共通SaaS利用の推進

2. 取組の方向性

共通化すべき業務・システムの基準

- ① 国民・住民のニーズ（利用者起点）に即しているか
- ② 効果の見込みがあるか
- ③ 実現可能性があるか

共通化は、国と地方の協力の枠組みの下で進め、原則として地方に義務付けを行うものでなく、地方の主体的な判断により行われるもの。

(a)喫緊の課題である20業務の標準化に引き続き注力し、(b)基準に合致するものは共通化を進め、(c)基準に合致しないものであっても都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組む

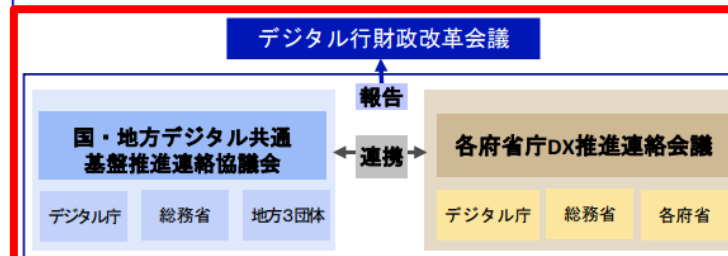
費用負担の基本的考え方

- i) 共通SaaS
 - ・ 国が共通化に関する調査、初期段階における実証、標準的な仕様書の作成等に要する費用を負担
 - ・ 地方公共団体が利用料等を負担することが原則
- ii) デジタル公共インフラ（DPI）
※認証基盤（マイナンバーカード等）、ベース・レジストリ等国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当
- iii) 物理/仮想基盤（クラウド、ネットワーク）
 - ・ 原則として費用は整備主体が負担
 - ・ 利用者は、運用・保守費用等について応分の負担

デジタル人材の確保

- i) 共通SaaS・DPIの整備・活用のための体制の強化
デジタル庁を中心に、専門人材の確保や、各省と地方公共団体との調整を行う行政人材の配置を推進
- ii) 地方公共団体における人材確保
 - ・ 令和7年度中に、全ての都道府県で都道府県を中心に市町村と連携した地域DX推進体制を構築し、人材プール機能を確保
 - ・ 総務省において、都道府県間の連携も促進しながら、デジタル庁と連携し、支援を強化

3. 今後の推進体制



国・地方の連絡協議の枠組み

- ・ 「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」を開催
- ・ 共通化の対象候補の選定や、制度所管府省庁が策定する共通化を推進するための方針の案への同意等を実施

各府省庁DXの推進の枠組み

- ・ 今後5年間でDXの「集中取組期間」とし、国側の推進体制として「各府省庁DX推進連絡会議」を開催
- ・ 国民の利用者体験の向上に資するDXの取組を「国・地方重点DXプロジェクト」として指定し、国・地方デジタル共通基盤に係る各府省庁の取組を支援

(備考)国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針(概要)を一部加工

(参考)共通化対象システムの一覧

- 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく取組においては、**国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会において選定された以下のシステムを対象**に、所管省庁において共通化に向けた検討が行われている。

共通化対象(R6年度選定分)	共通化候補(R7年度選定分)
入札参加資格審査システム	自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス
環境法令に係る申請・届出システム	ふるさと住民登録制度プラットフォーム
建築確認電子申請システム等	土木施設に関する住民からの通報等システム
預貯金照会のオンライン化の拡大	畜犬管理システム
選挙結果に関する調査・報告システム	職務上請求システム
ふるさと納税の返礼品確認システム	自動車臨時運行許可申請システム
国家資格等情報連携・活用システム	納税証明書等の請求・交付システム
経路調査の一斉調査システムの利用拡大等	住所・所在地情報管理システム
事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム(事業所台帳管理システムを含む)	決算統計業務システム
重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォーム	幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム
自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム	社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム
	奨学給付金申請システム

住基ネットの利用事務の拡大について

- 住基ネット利用事務について、**分権提案を契機とする地方公共団体との協議**や利用ニーズに関する調査を通じて、提案内容に留まらない**分野横断的な見直し**を実施。
- 第15次地方分権一括法(※)により住民基本台帳法を改正し、住基ネットを利用できる事務に**36法律に基づく事務を追加**。

※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和7年法律第35号)

契機

- ・令和6年の**地方分権改革に関する提案募集**において、新たに住基ネット(※)の利用を可能とすることで、**住民票の写しの提出を不要とすること等を求める提案**がなされた。

※ 市区町村と都道府県が連携して構築。住民基本台帳法別表に定める事務の処理において本人確認情報(氏名、住所等)の提供を受けることが可能。

分野横断的な見直し

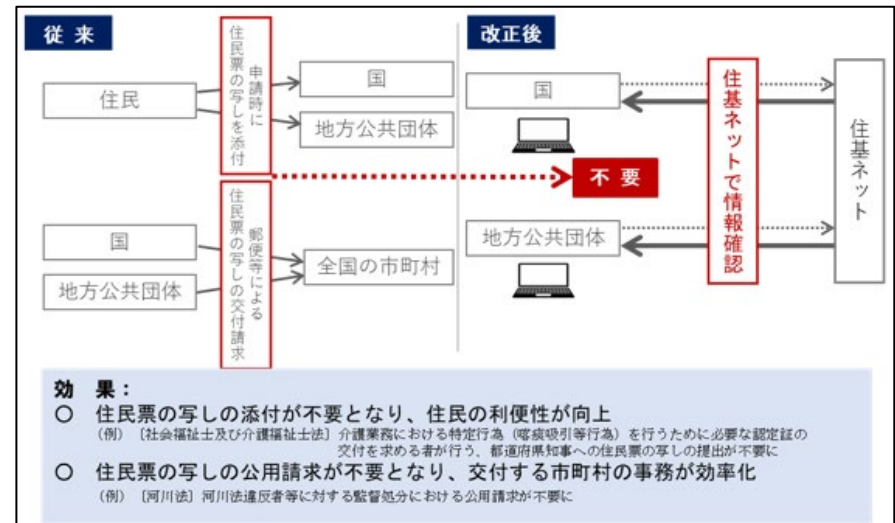
- ・上記提案について、**国と提案団体との間で協議**を行い、**分野横断的な見直しを行うこととした**。
- ・対象事務については、各提案の中で示された具体例に限らず、**各府省、都道府県及び指定都市への住基ネットの利用ニーズに関する調査結果を基に決定**。

見直し結果

- ・住基ネットを利用できる事務に、**36法律の事務を追加**することとした。

本人確認情報の提供を受けられることとされた場合(一例)

- ◆ 地方公共団体が債務者に対する徴収に関する事務を処理する場合
- ◆ 総務省が電気通信事業を営もうとする者による届出に関する事務を処理する場合
- ◆ 法務省が
 - ・恩赦の上申に関する事務を処理する場合
 - ・精神保健観察のための調査に関する事務を処理する場合
 - ・地図の備付けに関する事務を処理する場合 等
- ◆ 財務省が
 - ・関税等の徴収に関する事務を処理する場合
 - ・とん税等の徴収に関する事務を処理する場合
- ◆ 指定都市等が小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務を処理する場合
- ◆ 都道府県が
 - ・介護業務における喀痰吸引等の特定行為(同法附則10条1項)を行うために必要な認定証の交付に関する事務を処理する場合
 - ・家畜人工授精所の開設の許可に関する事務を処理する場合
 - ・遊漁船業者の登録に関する事務を処理する場合 等



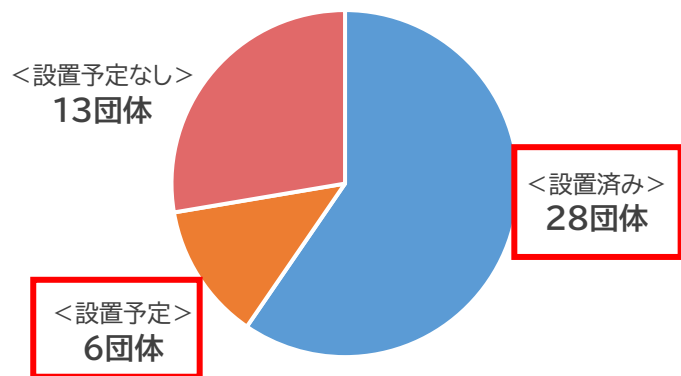
(参考)

事務処理の持続可能性確保に向けた都道府県における取組

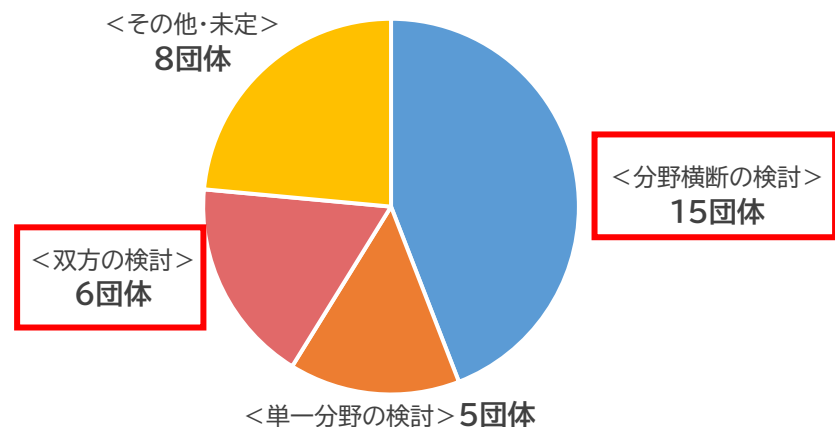
事務処理の持続可能性確保に向けた都道府県の取組状況(枠組みの設置)

- ① 検討を行う枠組みを設置している団体は**28**団体、今後設置予定の団体は**6**団体(令和7年10月1日時点)。
- ② 分野横断的な枠組みを設置している団体は**21**団体、単一分野の枠組みを設置している団体は**11**団体。(分野横断・単一双方の枠組みを設置する団体は6団体)
- ③ 重点的に検討を行う対応方策については、「**広域連携**」及び「**総合的な検討**」が多い傾向にあった。

① 枠組みの設置状況

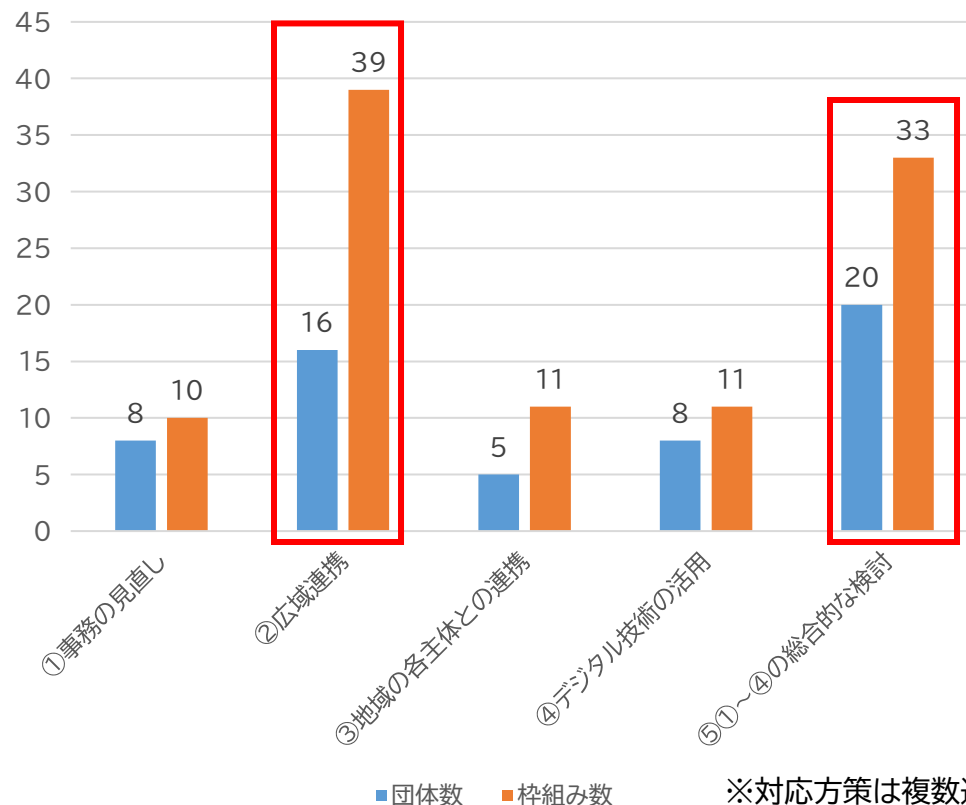


② 枠組みにおける検討の状況



③ (団体/件)

重点的に検討を行っている・行う予定の対応方策



※対応方策は複数選択可

事務処理の持続可能性の確保に向けた取組の例(秋田県)

1. 検討の枠組み

「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」

- 令和5年度に有識者会議を6回実施。
- これまでも県は市町村と研究会を開催して、市町村の補完支援や行政改革を積極的に実施してきたが、人口減少の更なる進展を踏まえ、市町村の事務も含めて、一体的に議論。
- 令和6年3月に秋田県知事に対し、提言書を手交。

【提言内容】

1. 持続可能な行政運営に向けた方策

- ①適正規模の行政運営
- ②市町村との一体的な連携
- ③人材の確保
- ④公共施設等の適正配置・機能更新等

2. 行政サービスを充実させるための方策

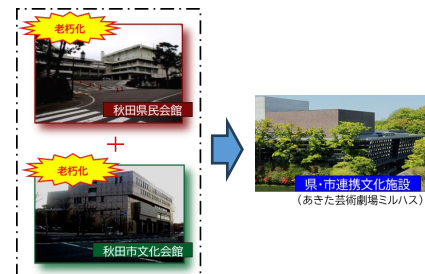
- ①公民連携の推進
- ②デジタル技術の活用

3. 今後の取組の進め方

- ①県民の理解の醸成
- ②地域における議論の場の設定
- ③機動的かつ柔軟な見直し等の推進

【市町村に対する補完支援の実施例】

・秋田県・秋田市の文化施設複合集約化 事業年度:(H29~R3年度)



・県による市町村道のパトロールと交換除雪
・下水道の広域化・共同化

等

2. 提言を踏まえた取組内容

地方税

○ 県・市町村の地方税業務の一体化から検討

- ・ 県と市町村の徴税コストのトータルの削減及び県と市町村の税務事務の更なる能力向上のため、地方税の課税事務等を県と市町村で一体的に行うことを議論(県税務課長+5市町の税務課長等)。令和7年12月に「地方税業務のあり方研究会報告書」を取りまとめ。

例) 複数市町村の固定資産税用の航空写真を県が共同撮影、県・市町村職員の相互併任による家屋評価の共同化等

他分野への展開の検討

- 令和7年10月 知事、有識者による県民フォーラムを開催
- 令和7年度末までに、県内3カ所で市町村との意見交換会を実施(首長級)。

例) 地域振興局(県内8局)の業務について、個々の業務の特性に応じた整理を行い、市町村との協働・連携を含めた今後の業務のあり方を検討。

例) あきた公共施設等総合管理計画の下、国・市町村等との共同設置や複合化等を検討。



事務処理の持続可能性の確保に向けた取組の例(長野県)

1. 検討の枠組み

【全域での取組】

○ 県と市町村との協議の場

- 県と市町村のあり方や市町村に関係する県の施策等について知事と市町村長の代表者が協議する場として平成23年度に設置(計30回開催)

令和7年5月:県・市町村の連携・協働による行政体制の最適化について意見交換

11月:県・市町村の連携・協働により優先的に連携策を検討すべき事務と連携策検討のためのPT・WGの設置を決定

【圏域毎の取組の例】

○木曾地域広域連携推進会議

- 平成28年度に設置。木曾地域内の町村、木曾広域連合及び長野県が、地域の特性を生かした広域連携のあり方や連携して取り組む施策・事業について検討。

2. 取組内容

【県・市町村の連携・協働による連携策の検討】

○ 対応策の検討に取り組む分野

県内市町村ヒアリングで把握した課題感と総務省「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」で分析対象とされた行政分野を前提に実施した市町村の課題感に関する意向調査の結果を踏まえ、以下の分野を対象に取組を進める。

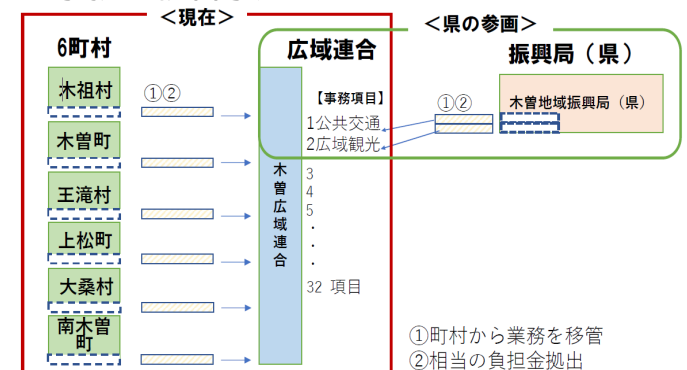
- ⇒ 公共インフラ・土木職員の確保、保健事業の共同実施、DXの推進、法制執務等専門的な事務

○ 各分野の検討体制



【木曾広域連合への県の参画】

- 木曾広域連合では、ごみ処理、老人福祉、介護保険、公共交通、観光など、構成町村に係る32の事務を共同処理。
- 令和8年度より県が木曾広域連合へ参画し、連携を強化するとともに県の事務のうち、広域連合と共通する公共交通と観光の事務を移管予定。



事務処理の持続可能性の確保に向けた取組の例(沖縄県)

1. 検討の枠組み

「持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会」 (令和7年8月～)

- 県内市町村の行政サービスの持続可能性について、分野ごとに課題を整理し、対応方策を幅広く議論。
- **県市町村課と8市町村の課長級**で構成、**県庁内関係部局等もオブザーバー**で参加。

(参考)離島における職員不足の状況

- 渡名喜村(人口291人※の離島自治体)は、条例定数27人に対し、令和6年4月1日時点の職員数が21人であり、令和6年度末にさらなる退職者が見込まれるなど、事務の執行体制の確保に大きな懸念が生じた。

⇒ **令和7年度から県職員(課長補佐級)を1名派遣。民間企業からも3名派遣。**

※令和7年1月1日時点住民基本台帳人口

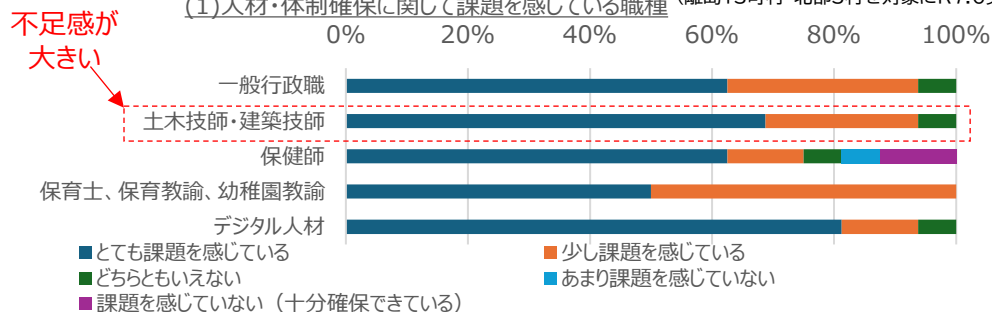


2. 取組内容

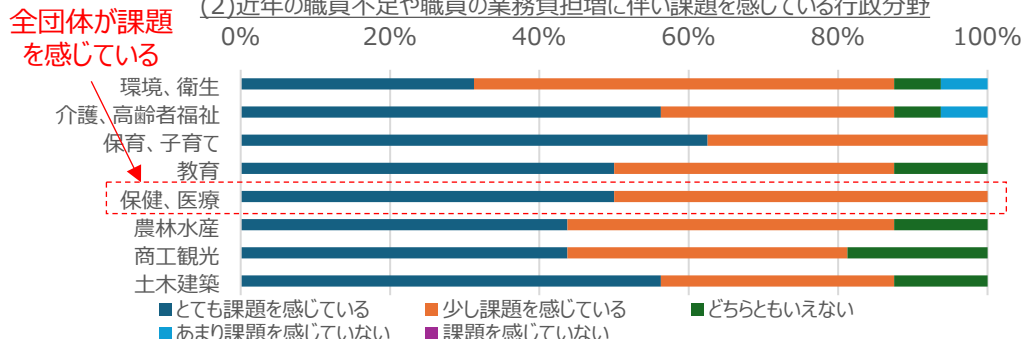
- 具体的な事務分野・テーマを設定し、各分野毎に**事務の簡素化、広域連携、外部委託、デジタル活用等の対応策を検討。**
- 令和7年度は離島町村等でも課題感の強い「**国保分野**」・「**土木分野**」をテーマに設定。

離島町村等における持続可能な住民サービスの提供に係るアンケート調査

(1)人材・体制確保に関して課題を感じている職種 (離島13町村・北部3村を対象にR7.6実施)



(2)近年の職員不足や職員の業務負担増に伴い課題を感じている行政分野



(出典)沖縄県「第2回持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会」資料を一部加工

国保

【課題】

・保険料の納付勧奨や徴収事務は、これまで共同処理の検討が進められてこなかった。毎月発生する**保険給付費等支払事務が負担**。離島町村等を中心に**保健師も不足**し、データに基づく**保健事業、特定健診・保健指導の実施に支障**あり。

⇒ 小規模団体での**共同処理(保険料の納付勧奨等)の実証**を検討。

⇒ 保険給付費等支払事務について、**都道府県から国保連への直接支払い等、各市町村の事務の効率化を支援**することを検討。

⇒ **県国保連合会への委託範囲拡大**を検討(保険給付や保健事業)。

土木

【課題】 町村を中心に**技術職員が不足・未配置**(一方、県技術職員も不足)、**道路損傷箇所**の発見・対応のための**リソース不足・システム未導入**。

⇒ **橋梁点検業務の地域一括発注方式の活用促進、県と共通の道路通報システムを市町村が利用**することによる連携等を検討。